

# 臨時株主総会招集ご通知

開催  
日時

2023年10月26日（木曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時30分）

開催  
場所

東京都豊島区東池袋三丁目1番4号  
サンシャインシティ  
文化会館ビル5階  
サンシャインシティ会議室「特別ホール」501号室



- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 第三者割当による新株式の発行の件
- 第3号議案 取締役1名選任の件

## 株主総会にご出席いただけない場合

書面又はインターネットにより議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限：

2023年10月25日（水曜日）午後6時30分まで

株式会社 旅工房

証券コード：6548

証券コード 6548  
2023年10月11日  
(電子提供措置の開始日2023年10月4日)

株 主 各 位

東京都豊島区東池袋三丁目1番1号  
サンシャイン60・8階

**株式会社旅工房**

代表取締役社長 岩 田 静 絵

## 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト  
に「臨時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

### ■当社ウェブサイト

<https://about.tabikobo.com/ir/meeting>

また、上記当社ウェブサイトのほか、以下の各ウェブサイトでもご確認いただけます。

### ■株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/6548/23050416/>

### ■東京証券取引所（東証）のウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

次の手順でご確認いただけます。

- 1.東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセス
- 2.「銘柄名(会社名)」に「旅工房」又は「コード」に「6548」(半角)を入力・検索
- 3.「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択

なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネットにより議決権を行使いただくことができます。お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、本招集ご通知内の「議決権行使についてのご案内」に従って、2023年10月25日（水曜日）午後6時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2023年10月26日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都豊島区東池袋三丁目1番4号  
サンシャインシティ  
文化会館ビル5階  
サンシャインシティ会議室「特別ホール」501号室

開催場所が前回と異なっておりますので、末尾の「臨時株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようお願い申し上げます。

### 3. 会議の目的事項

#### 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 第三者割当による新株式の発行の件
- 第3号議案 取締役1名選任の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

## 議決権行使についてのご案内

### 株主総会へのご出席



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

**開催日時** 2023年10月26日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）

### 書面によるご行使



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

**行使期限** 2023年10月25日（水曜日）午後6時30分到着分まで

### インターネットによるご行使



当社議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご登録ください。

詳細は、次頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照ください。

**行使期限** 2023年10月25日（水曜日）午後6時30分送信分まで

システム等に関する  
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

 0120-173-027（受付時間：午前9時～午後9時）

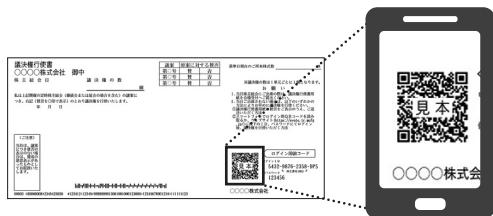
- 書面と電磁的方法（インターネット）を重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット）による議決権行使を有効なものとしたします。
- 電磁的方法（インターネット）で複数回議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとしたします。
- 書面による議決権行使において議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。
- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト、株主総会資料掲載ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



## ログインID・仮パスワードを入力する方法

### 議決権行使サイト

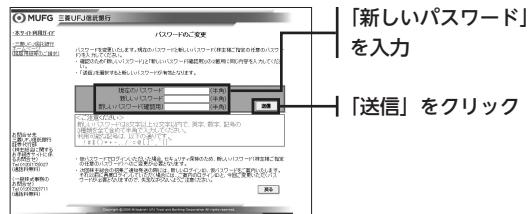
<https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

# 株主総会参考書類

---

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

##### (1) 発行可能株式総数の増加

第2号議案に記載の「第三者割当による新株式の発行の件」における新規株式発行を可能とするため、会社法第113条第3項に基づき、定款の変更が効力を生じた時における発行済株式の総数の4倍を超えない範囲内で、現行定款第6条（発行可能株式総数）に定める発行可能株式総数の増加を行うものです。

##### (2) 事業年度（決算期）の変更

当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとしておりますが、第2号議案に記載の「第三者割当による新株式の発行の件」により親会社となる株式会社アドベンチャーの決算期と統一することで、経営情報の適時・的確な開示による経営の透明性の向上を図り、また、経営計画の策定や業績管理等、経営及び事業運営の効率化を推進することを目的として、現行定款第40条（事業年度）を変更し、事業年度を毎年7月1日から翌年6月30日までとするとともに、現行定款第13条（定時株主総会の基準日）、第41条（剰余金の基準日）及び第42条（中間配当）につき、これに伴う所要の変更を行うものです。また、事業年度の変更に伴う経過措置として、附則を新設するものです。

なお、本議案のうち事業年度の変更に係る定款一部変更（上記（2））の効力発生は、第2号議案に係る第三者割当における払込みがなされることを停止条件といたします。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>14,000,000</u> 株とする。	第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>35,000,000</u> 株とする。
第 13 条 (定時株主総会の基準日) 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>3月31日</u> とする。	第 13 条 (定時株主総会の基準日) 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>6月30日</u> とする。
第 40 条 (事業年度) 当社の営業年度は、毎年 <u>4月1日</u> から翌年 <u>3月31日</u> までの1年とする。	第 40 条 (事業年度) 当社の営業年度は、毎年 <u>7月1日</u> から翌年 <u>6月30日</u> までの1年とする。
第 41 条 (剰余金の基準日) ① 当社の期末剰余金配当の基準日は、毎年 <u>3月31日</u> とする。 ② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。	第 41 条 (剰余金の基準日) ① 当社の期末剰余金配当の基準日は、毎年 <u>6月30日</u> とする。 ② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
第 42 条 (中間配当) 当社は、取締役会の決議により、毎年 <u>9月30日</u> を基準日として中間配当をすることができる。	第 42 条 (中間配当) 当社は、取締役会の決議により、毎年 <u>12月31日</u> を基準日として中間配当をすることができる。

現行定款	変更案
(新設)	<p>附則（事業年度変更に係る経過措置）</p> <p>① 第40条（事業年度）の規定にかかわらず、第30期事業年度は2023年4月1日から2024年6月30日までの15ヶ月とする。</p> <p>② 第42条（中間配当）の規定にかかわらず、第30期事業年度の中間配当基準日は、2023年9月30日とする。</p> <p>③ 第20条（任期）の規定にかかわらず、第28期事業年度に関する定時株主総会、第29期事業年度に関する定時株主総会または、2023年10月26日に開催の臨時株主総会において選任された取締役の任期は、2024年6月30日に終了する第30期事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>④ 第31条（任期）の規定にかかわらず、第26期事業年度に関する定時株主総会または第29期事業年度に関する定時株主総会において選任された監査役の任期は、2024年6月30日に終了する第30期事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>⑤ 第39条（会計監査人の任期）の規定にかかわらず、第29期事業年度に関する定時株主総会において選任された会計監査人の任期は、2024年6月30日に終了する第30期事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>⑥ 本附則は、第30期事業年度に関する定時株主総会終結の時をもってこれを削除する。</p>

## 第2号議案 第三者割当による新株式の発行の件

会社法第199条の規定に基づき第三者割当増資による新株式発行（以下「本第三者割当」といいます。）を実施するにあたり、募集株式の払込金額が引受人に特に有利な金額である場合には、会社法第199条第2項及び第3項により、株主総会の特別決議による承認が必要とされております。本第三者割当は、後記に記載のとおり、特に有利な金額による発行に該当すると考えられるため、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

また、本第三者割当により発行される本株式10,000,000株に係る議決権数は100,000個であり、2023年3月31日現在の当社の総議決権数79,907個に占める割合が125.15%となります。したがって、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となり、また、支配株主の異動を伴うことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、本株主総会にて、株主の皆様の意思確認を併せて行うものであります。

### I. 第三者割当による新株式発行の内容

#### 1. 募集の概要

(1) 発行新株式数	普通株式10,000,000株
(2) 発行価額	1株につき300円
(3) 調達資金の額	3,000,000,000円
(4) 資本組入額	1株につき150円
(5) 増加する資本金の額	1,500,000,000円
(6) 増加する資本準備金の額	1,500,000,000円
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
(8) 割当予定先	株式会社アドベンチャー 10,000,000株
(9) 払込期日	2023年10月31日
(10) その他	上記各号は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生及び、第1号議案のうち発行可能株式総数の増加に係る定款一部変更（第1号議案 1. (1)）が原案どおり承認可決され、定款変更の効力が生じることを条件といたします。

#### 2. 募集の目的及び理由

##### (1) 本第三者割当の目的

##### ア. 当社グループの事業概要

当社グループは、当社と当社の連結子会社4社（ALOHA 7, INC.、Tabikobo Vietnam Co. Ltd.、

---

PT. Ramayana Tabikobo Travel及び株式会社ミタイトラベル) の計5社によって構成されています。

当社グループは、主に日本国内の個人顧客をターゲットにオンラインでの海外向けを中心とするパッケージ旅行の企画・販売や、航空券の販売、宿泊手配、オプションツアーの手配等を行っております。個人向け以外にも、企業や官公庁、学校法人等の法人顧客向けに業務渡航や団体旅行の手配等を行っております。

連結子会社のALOHA 7, INC.は、米国で主に個人顧客向けの宿泊及びオプションツアーの手配等を行っており、Tabikobo Vietnam Co. Ltd.は、ベトナムで主に現地企業向けのコンサルティング事業、航空券の販売及び宿泊の手配等を行っております。また、PT. Ramayana Tabikobo Travelは、インドネシアで主に個人顧客向けの宿泊及びオプションツアーの手配等を行っております。

#### イ. 当社グループの成長戦略及び本資金調達における資金使途

我が国経済は、ウィズコロナの下で徐々に経済社会活動の正常化が進む中で、景気に緩やかな持ち直しの動きが見られました。しかしながら、ロシア・ウクライナ情勢の長期化、エネルギー資源・原材料価格の高騰、円安の進行等もあり、依然として厳しい経営環境が続いております。

旅行業界におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世界各国の渡航制限や入国規制等に段階的に緩和の動きが見られました。国内旅行市場は政府の観光支援策等もあり回復基調にある一方で、海外旅行市場は本格回復には至らず、依然として大幅な需要減退が続いております。

このような情勢のもと、当社グループでは、個人旅行事業におきまして、2022年6月より海外の募集型企画旅行の催行を段階的に再開いたしました。採算性を勘案しながら、主にヨーロッパやアメリカを中心とした長距離方面の需要取り込みに努めました。法人旅行事業におきましては、海外・国内の業務出張、国内の団体・MICE（注1）案件等を中心に営業活動を行いました。引き続きコスト削減にも注力し、従業員の出向等による人件費の削減、市場の状況に合わせた広告費の圧縮、東京本社の縮小移転による地代家賃の削減等を実施いたしました。

##### （注1） MICE

企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベント等の総称です。

以上の結果、2023年3月期における当社グループの業績は、売上高1,262,157千円（前年同期比21.7%増）、営業損失888,340千円（前年同期は営業損失1,456,999千円）、経常損失878,525千円（前年同期は経常損失1,338,417千円）、親会社株主に帰属する当期純損失1,013,956千円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失1,971,051千円）となりました。また、2024年3月期第1四半期における当社グループの業績は、売上高は519,638千円（前年同期比168.8%増）、営業損失は127,286千円（前年同

---

期の営業損失は333,042千円)、経常損失は126,202千円(前年同期の経常損失は306,909千円)、親会社株主に帰属する四半期純損失は99,858千円(前年同期の親会社株主に帰属する四半期純損失は312,661千円)となりました。

なお、2023年5月15日付「2023年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載のとおり、新型コロナウイルス感染症に対する様々な対策の奏功により旅行業界においても需要の回復の兆しが見えてきておりますが、2024年3月期の業績予想に関しましては、当社グループの主力である海外旅行事業においては、様々な外部環境により、現時点で合理的に算出することが困難であることから、未定とさせていただいております。

当社グループは、新型コロナウイルス感染症の全世界的な感染拡大が顕在化した2021年3月期以降、広告宣伝費や支払手数料の削減に加えて、役員報酬の減額、賞与支給の停止、従業員の休業や出向・他社への転籍による削減、希望退職の実施及び東京本社の縮小移転等によるコスト削減を実施いたしました。事業環境につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世界各国の渡航制限や入国規制等に段階的に緩和の動きが見られ、当社グループの主力である海外旅行事業は、未だ本格回復には至らず依然として大幅な需要減退が続いているものの、国外出国者数は段階的に回復しつつあり、今後もこの傾向は続くものと予測しております。したがって、当社グループにおける今後の成長戦略といたしましては、海外旅行市場の回復を見据え、海外旅行市場の需要を確実に捉えるための人材採用及び広告宣伝投資を実施し、海外旅行販売の促進・強化を図ってまいります。

他方で、当社グループは、2022年5月13日付「2022年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」にてお知らせしましたとおり、新型コロナウイルス感染症の影響による2年間にわたっての売上高の大幅な落ち込み等により2022年3月期において債務超過となったため、2022年6月29日付で「債務超過解消に向けた取り組みに関するお知らせ」を開示しております。なお、2022年3月期連結会計年度末における当社グループの純資産は△1,021,901千円、2023年3月期連結会計年度末における当社グループの純資産は△1,052,380千円、2024年3月期第1四半期連結会計期間末における当社グループの純資産は△731,950千円となっております。

上記のとおり、2022年3月期において債務超過となったことから、株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」といいます。)による2022年6月30日付公表のとおり、2022年4月4日改正前有価証券上場規程第603条第1項第3号の規定に基づき、上場廃止に係る猶予期間入り銘柄となっております。猶予期間は2022年4月1日から2024年3月31日までです(なお、東京証券取引所による2020年4月21日施行の有価証券上場規程等の一部改正により、当該債務超過が新型コロナウイルス感染症の影響に起因するものと認められる場合の猶予期間は、通常の1年から2年に延長されております)。仮に債務超過の状態が2024年3月31日まで継続した場合、当社は上場廃止となり、株主の皆様はもとより、債

---

権者を始めとする利害関係者の信頼を著しく損なう結果となり、当社グループの事業継続に支障をきたしかねません。

また、当社グループは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により2021年3月期以降売上高が急激に減少したことから、2022年3月期以降、重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。下記①～③の対応策の実施により、事業面及び財務面での安定化を図り、当該事象又は状況の解消・改善に努めておりますが、これらの対応策等は実施途上であり、現時点においては継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められることから、2022年3月期及び2023年3月期の連結財務諸表において継続企業的前提に関する事項を注記しております。

以上のような状況から、2022年8月12日付、同年11月14日付、2023年2月14日付及び同年5月15日付「債務超過解消に向けた取り組みの進捗状況について」に記載のとおり、2024年3月期連結会計年度中に債務超過を解消すべく、抜本的な経営改善及び財務基盤の安定化に取り組んでおります。

他方で、当社は、2022年2月4日付「当社グローバル・アライアンス部門におけるGo To トラベル事業給付金の受給申請に関する調査委員会設置のお知らせ」、2022年3月2日付「当社グローバル・アライアンス部門におけるGo To トラベル事業給付金の受給申請に関する調査委員会からの調査報告書の受理について」及び同日付「(追加) 当社グローバル・アライアンス部門におけるGo To トラベル事業給付金の受給申請に関する調査委員会からの調査報告書の受理について」に記載のとおり、当社グローバル・アライアンス部門において、当社が法人顧客から提案され販売した受注型企画旅行商品（以下、「本件旅行商品」といいます。）についてGo To トラベル事業のルールに適合しない取引が存在したという疑いが生じたことから、Go To トラベル事業給付金の受給申請に関し、2022年2月4日に調査委員会を設置し、2022年3月2日に当該調査委員会から調査報告書を受領いたしました。当該調査報告書においては、本件旅行商品に関し、実際に宿泊しなかった旅行者（不泊者）が多数存在したと、及び宿泊付帯商品料金（研修料金）が宿泊付帯商品（研修）の内容又は原価に比して著しく高額であった可能性が高いという事実が認められたものの、当社が取引先の利得目的のために利用されたという可能性はあっても、少なくとも、当社が自ら本件旅行商品の不適切な催行実態に加功し又は積極的に関与したとまでは認められない旨の調査結果の報告がなされました。

その後、当社は、2022年3月16日付「当社グローバル・アライアンス部門におけるGo To トラベル事業給付金の受給申請に関する調査報告書を受けた再発防止策の策定及び関係役員の処分並びに役員報酬の一部自主返上に関するお知らせ」に記載のとおり、当該調査報告書における指摘事項及び提言を真摯に受け止め、再発防止策を策定の上、実行してまいりました。また、2022年3月17日付「過年度決算訂正および2022年3月期第3四半期決算発表に関するお知らせ」に記載のとおり、同日付で過年度の有価証

---

券報告書及び四半期報告書の訂正報告書を関東財務局長に提出いたしました。

その後、2023年1月11日付「2022年3月2日に受領したGo To トラベル事業給付金の受給申請に関する調査報告書の調査結果に関する一部再検証に係る検証委員会設置のお知らせ」及び2023年2月10日付「2022年3月2日に受領したGo To トラベル事業給付金の受給申請に関する調査報告書の調査結果に関する一部再検証に係る検証委員会からの検証報告書の受理について」に記載のとおり、外部機関より、前回調査の対象となった事項のうち売上計上に関する事実関係（資金循環の有無やその内容、当社の役員の関与又は認識等）についてより深度のある調査をすべきとの指摘がなされましたため、当社は、2023年1月11日に検証委員会を設置し、2023年2月10日に当該検証委員会から検証報告書を受領いたしました。当該検証報告書においては、前回の調査報告書における上記調査結果を覆す証拠は特段検出されなかったものの、本件旅行商品の販売取引のスキームは、当社を起点とした資金循環によりGo To 給付金の支給要件を満たす取引を行って、専らGo To 給付金と地域共通クーポン券の支給を受けることを目的としたものとみるべきであり、少なくとも資金循環取引による売上の過大計上という側面では、当社がスキームの中で唯一資金負担リスクを負って資金循環取引を行っており、スキーム全体で中心的な役割を担って資金循環取引に加担したとの評価は免れないこと、また、本件旅行商品の売上が計上された2021年3月期の第3四半期報告書及び有価証券報告書が提出された時点において、当時の取締役ら3名は、当社を起点とする資金循環を認識し又はこれに関与していたと認められる旨の検証結果の報告がなされました。当社は、当該検証結果を踏まえて、2022年3月17日付提出に係る過年度の有価証券報告書及び四半期報告書の訂正報告書における提出理由の内容を訂正し、2023年4月13日に再度訂正報告書を関東財務局長に提出いたしました。

当社は、2023年2月27日付「再発防止策に関するお知らせ」及び2023年7月3日付「財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ」に記載のとおり、当該検証報告書における検証結果を真摯に受け止め、再発防止策を実行しております。

以上のような状況下において、当社は、間接金融からの調達のみならず、直接金融からの調達も含め、資金調達方法を模索してまいりました。そのような中、2023年6月頃、当社と同じ旅行業界に属する事業会社であり、以前から当社株主として当社事業に様々な支援をいただいている割当予定先より、本株式を引き受ける意向を有している旨の申出がありました。当社は、割当予定先に対し、新型コロナウイルス感染症拡大による業績への影響等を含む当社の置かれた事業環境及び財務状況等のほか、本第三者割当の目的、資金使途、当社が希望する資金調達スキーム等について説明を行い、割当予定先との間で協議・検討を進めた結果、割当予定先より、本第三者割当についてさらに積極的に協議・検討を進めたい旨の回答を得ました。

そこで、当社は、割当予定先に対し、本株式の保有方針について確認したところ、当社グループを長期的及び戦略的に支援することを目的とした戦略的投資として本株式を長期保有する方針である旨の回答を

---

得ました。また、割当予定先は、航空券等の旅行商品の比較・予約サイト「skyticket」等を中心に事業を運営しているところ、今後の戦略として、国内旅行事業を引き続き強化した上で、海外旅行事業として海外ツアーを開始し、さらに東南アジア及びグローバル領域に進出していくことを定めております。一方で、当社グループは、主に日本国内の個人顧客をターゲットにオンラインでの海外向けを中心とするパッケージ旅行の企画・販売や、航空券の販売、宿泊手配、オプションツアーの手配等を行っており、個人向け以外にも、企業や官公庁、学校法人等の法人顧客向けに業務渡航や団体旅行の手配等を行っております。また、当社グループの連結子会社ALOHA 7, INC.は、米国で主に個人顧客向けの宿泊及びオプションツアーの手配等を行っており、Tabikobo Vietnam Co. Ltd.は、ベトナムで主に現地企業向けのコンサルティング事業、航空券の販売及び宿泊の手配等を行っております。また、PT. Ramayana Tabikobo Travelは、インドネシアで主に個人顧客向けの宿泊及びオプションツアーの手配等を行っております。

割当予定先の販売手法は、基本的にオンラインシステム上で予約が完結する手法であるのに対し、当社の販売手法は、オンラインシステム上で集客し、お客様からメール・電話での問合せを受け、コンシェルジュが直接お客様とやり取りをしてツアーの内容をカスタマイズして販売する手法であり、両者の販売手法は異なっております。現時点において提携関係を強化することにより、割当予定先にとっては今後注力予定の海外旅行事業において当社からのノウハウ・協力を得られ、当社にとっては財務面・事業面での長期的支援が得られるとともに販路拡大・新規顧客開拓が期待できることから、両社のスピーディな事業拡大に資するものと考えております。

このように、当社グループは割当予定先が今後の戦略として定める海外ツアー運営、東南アジア及びグローバル展開に強みを有していること、当社としては本第三者割当によって割当予定先から財務面のみならず今後事業面においても長期的・戦略的な支援をいただくことが期待できること、かかる観点から本第三者割当は両社の事業基盤の強化・発展に資するものであり事業上のシナジーが期待できると考えられること等に鑑み、割当予定先との間で協議・検討を進めた結果、割当予定先の保有方針及び本資金調達スキームは、当社の置かれた事業環境及び財務状況等を十分に理解した上で現状の当社の資金調達ニーズを満たすものであると判断し、本株式の割当予定先として選定いたしました。

前述のとおり、2024年3月期第1四半期連結会計期間末における当社グループの純資産の額は△731,950千円であるところ、本株式の発行により純資産の額が約30億円増加することとなります。また、2024年3月期の業績予想は、現時点で合理的に算出することが困難であることから未定としておりますが、旅行業界において需要の回復の兆しが見えてきており国外出国者数も段階的に回復しつつあることから、特段の事情がない限り、本第三者割当の実行により2024年3月期連結会計年度中において債務超過が解消されることが見込まれます。

---

以上のとおり、今後の当社の成長戦略を実行していくため、速やかに自己資本を拡充し財務基盤を強化するとともに、海外旅行市場の需要を確実に捉えるための当社の成長資金を確保し企業価値の向上を図ることを目的として、本資金調達を実施することを決定いたしました。

## (2) 本第三者割当による資金調達を選択した理由

当社は、資金調達に際し、間接金融の融資姿勢及び当社の財務状況、今後の事業展開等を勘案し、既存株主の利益に対する影響を抑えつつ自己資本を拡充することを軸として、直接金融で調達できる方法を検討してまいりました。このため、下記のとおり他の資金調達方法との比較を行い、また、大規模希薄化による既存株主への影響及び当社の資金ニーズ等を総合的に勘案した結果、割当予定先からの提案である第三者割当による本株式の発行による資金調達が、現時点において最適な選択であると判断し、これを採用することを決定いたしました。

本第三者割当により発行する当社普通株式の数は10,000,000株（議決権数100,000個）であり、2023年3月31日現在の当社発行済株式総数8,029,800株（自己株式及び単元未満株式を除く当社普通株式に係る議決権数79,907個）に対して124.54%（自己株式及び単元未満株式を除く当社普通株式に係る議決権の総数に対する割合は125.15%。小数第3位四捨五入）の希薄化をもたらすこととなります。

他方で、当社取締役会においては、有利子負債の圧縮及び自己資本の拡充を図ることにより可及的速やかに債務超過を解消し、今後の当社グループの成長戦略を確実に実行していくことが、今後の事業継続及び発展のためには必要不可欠であり、本第三者割当によりそのための資金を確保する必要があると判断しております。

## (3) 特定引受人に対する募集株式の割当に関する監査役の見解

本第三者割当により発行される本株式10,000,000株に係る議決権数は100,000個であり、割当予定先が本株式を全て引き受けた場合、割当予定先が有することとなる議決権数は104,776個であり、当社の総議決権数（2023年3月31日現在の当社の議決権数79,907個に本株式に係る議決権数100,000個を加算した数である179,907個）の58.24%を保有することになり、会社法第206条の2第1項に定める特定引受人に該当いたします。

この点に関して、2023年8月10日開催の当社取締役会において、当社監査役3名全員（会社法上の社外監査役3名）が、当社の現状の財務状況や、今後の当社の事業継続及び事業拡大に必要な資金をタイムリーに確保しておく必要性等に鑑みれば、本件規模の増資の手段によることが必要かつ適切であり、また、一定期間内に目的を確実に達成するためには会社法第206条の2第1項に定める特定引受人に該当する割当予定先に対する本第三者割当によることが有効な手段であるとの判断は合理性が認められる旨の意見を表明しております。なお、取締役会の判断と異なる社外取締役の意見はありません。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
3,000,000,000	30,000,000	2,970,000,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、ストームハーバー証券株式会社への財務アドバイザーフィー (10,000千円)、弁護士費用 (500千円)、調査費用 (200千円)、登録免許税 (10,500千円)、有価証券届出書作成費用 (2,000千円) 及び信託銀行手数料等 (2,300千円) です。

#### (2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途及び支出予定時期につきましては、以下のとおりです。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 財務基盤強化のための借入金返済資金	1,799	2023年12月
② 事業規模の回復・拡大に向けた人材採用資金	635	2023年11月～2027年5月
③ 事業規模の回復・拡大に向けた広告宣伝資金	536	2023年11月～2026年7月
合計	2,970	

(注) 1. 当社は本株式の発行により調達した資金を上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。

2. 本株式の発行により調達した資金は、上記表中に記載の①から③の優先順位で順次充当いたします。

本資金調達における資金使途の具体的な内容につきましては、2024年3月期連結会計年度中に債務超過を解消し、今後の収益改善・業績向上を図るための必要資金として、以下のとおり、①財務基盤強化のための借入金返済資金、②事業規模の回復・拡大に向けた人材採用資金、③事業規模の回復・拡大に向けた広告宣伝資金に充当する計画です。

#### ①財務基盤強化のための借入金返済資金 1,799百万円

2024年3月期第1四半期連結会計期間末における当社グループの有利子負債残高は2,299百万円であり、本株式による調達資金のうち、1,799百万円を財務基盤強化のための借入金返済資金に充当する予定

---

です。

上記のとおり、当社グループは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により2021年3月期以降売上高が急激に減少したことから、2021年3月期に当社グループの運転資金として金融機関より30億円の借入を実行しており、金融機関との間では、利息以外の支払猶予を受けながら継続して協議及び分割弁済を行っております。現時点では金融機関から即時の返済を求められておりませんが、今後、アフターコロナにおける海外旅行市場の需要回復を確実に捉え、業績回復及び事業拡大に向けて海外旅行販売の促進・強化を着実に実行していくためには、有利子負債の圧縮及び自己資本比率を高め、将来における借入余力を確保する必要があります。したがって、本株式による調達資金のうち1,799百万円を借入金の一部繰上返済及び分割返済に充当し、負債と資本のバランスを保つことで、財務構造の健全化を進めてまいります。

### ②事業規模の回復・拡大に向けた人材採用資金 635百万円

当社は、前述のとおり2021年3月期以降、広告宣伝費や支払手数料の削減に加えて、役員報酬の減額、賞与支給の停止、従業員の休業や出向、他社への転籍、希望退職の実施、東京本社への縮小移転等によるコスト削減に取り組んでおり、引き続き、売上高に見合った販売費及び一般管理費のコストコントロールに努めてまいります。一方で、アフターコロナにおける海外旅行市場の需要回復を確実に捉え、業績回復及び事業拡大に向けて海外旅行販売の促進・強化を着実に実行していくためには、今後の当社事業の遂行・拡大に必要な人材採用資金を十分に確保する必要があります。2023年6月30日時点における当社の従業員数は正社員71名、臨時従業員14名であるところ、海外旅行予約の人員増員を計画しており、具体的には、正社員147名程度の採用を予定していることから、本株式による調達資金のうち、635百万円を当該増員予定の従業員の採用資金に充当する予定です。

### ③事業規模の回復・拡大に向けた広告宣伝資金 536百万円

当社は、前述のとおり2021年3月期以降、広告宣伝費や支払手数料の削減に加えて、役員報酬の減額、賞与支給の停止、従業員の休業や出向、他社への転籍、希望退職の実施、東京本社への縮小移転等によるコスト削減に取り組んでおり、引き続き、売上高に見合った販売費及び一般管理費のコストコントロールに努めてまいります。一方で、アフターコロナにおける海外旅行市場の需要回復を確実に捉え、業績回復及び事業拡大に向けて海外旅行販売の促進・強化を着実に実行していくためには、当社サービスの認知度・ブランド力向上及び新規顧客獲得のために必要な広告宣伝資金を十分に確保する必要があります。具体的には、海外旅行販売の促進・強化のための広告宣伝投資として、リスティング広告やメタサーチ出稿等を実施することにより、当社サービスの認知度・ブランド力を高め、新規顧客獲得及び中長期的な収益基盤のさらなる拡大を図ることを予定しております。したがって、本株式による調達資金のうち、536百万円を当社サービスの認知度・ブランド力を高め、新規顧客獲得及び中長期的な収益基盤のさらなる拡大

---

を図るための広告宣伝資金に充当する予定です。

#### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

本第三者割当により調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の資金使途に充当することで、今後の財務基盤の安定化に資するものであることから、本第三者割当による本株式の発行は株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

#### 5. 発行条件等の合理性

##### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、割当予定先との間で、本第三者割当により発行する本株式の払込金額について協議を重ねた結果、本株式の発行価額を300円といたしました。本株式の発行価額は、本第三者割当に係る取締役会決議の前取引日（2023年8月9日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である360円に対して16.67%（小数第3位四捨五入。以下、ディスカウント率について同様に計算しております。）のディスカウント、同直前1か月間の終値単純平均値である368円に対して18.48%のディスカウント、同直前3か月間の終値単純平均値である385円に対して22.08%のディスカウント、同直前6か月間の終値単純平均値である383円に対して21.67%のディスカウントとなっております。

本株式の発行価額については、割当予定先との間で協議を行い、当社が2021年3月期から2023年3月期まで連続して営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上していること、2022年3月期以降継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していること、2024年3月期中に債務超過が解消されなければ上場廃止のおそれがあること、更に現状の当社の財務状況や本第三者割当による希薄化の影響等を考慮すると、割当予定先のリスク判断としてはディスカウント率10%以内（日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に照らしていわゆる有利発行に該当しない水準）での株式引受は困難であり、発行決議日前取引日の当社普通株式の終値の約83.33%に相当する発行価額300円にて本株式を引き受けることが条件となる旨の意向を受けました。

そこで、当社内において割当予定先が提示する引受条件について検討を行ったところ、当社の財務状況や現時点において当該引受条件と同等又はそれ以上に有利な条件にて本株式を引き受ける候補先は見つかる可能性が低いことから、発行価額300円にて本株式を割当予定先に引き受けていただくことは合理的であるものと判断いたしました。このような経緯から、本株式の発行価額については、割当予定先との協議により、300円(発行決議日前取引日の当社普通株式の終値の83.33%(ディスカウント率16.67%)程度に相当)に決定いたしました。このように、本件におきましては、当社の置かれた事業環境及び財務状況、本臨時株主総会の特別決議にて株主の皆様の承認を得る必要があること、本第三者割当の目的等を総合的に勘案した上で、割当予定先から提示のあった引受条件が合理的であるか否かを検討し、発行価額を決定しております。その後も割当予定先との間で複数回にわたり協議を重ねた結果、当社取締役会といたしま

---

しても、現在の当社の状況を考慮すると、本資金調達と同等以上のスピード感を持って本資金調達と同等以上の金額を他の方法により調達することは事実上困難であり、現時点において当該条件において速やかに本資金調達を実行することは必要かつ適切であると判断いたしました。

かかる本株式の発行価額は、会社法第199条第3項に規定される割当予定先にとって特に有利な金額に該当すると考えられることから、本臨時株主総会の特別決議にて株主の皆様の承認を得ることを本株式の発行の条件としております。

なお、後記「(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」においても述べておりますとおり、当社は、本第三者割当の諸条件を検討するにあたり、希薄化の規模を縮小させることについても検討し、割当予定先とも協議いたしました。が、現状の当社においては可及的速やかな債務超過の解消が急務であること、世界経済・社会情勢やマーケット環境は見通しが困難であるため今後の当社の事業継続及び事業拡大に必要な資金をタイムリーに確保しておく必要があること等から、当社といたしましては本件規模の第三者割当を実施することが必要かつ適切であると判断し、この点につき割当予定先も同じ見解であったことから、本第三者割当を行うことを決定いたしました。また、当社は、本第三者割当を検討するにあたり、本株式の引受けの可能性があると思料される他の候補先に対し、同一又は類似の条件にて本株式を引き受ける意向があるか否かにつき確認いたしました。が、本第三者割当と同等の規模・金額を戦略的投資として引き受ける旨の提案は本第三者割当以外にはなく、割当予定先からは、当社グループを長期的及び戦略的に支援することを目的とした戦略的投資として本株式を長期保有する方針であることが確認されたことから、当社の現状の財務状況及び事業環境等を考慮すると、現時点において本第三者割当が当社グループにとって最も適切であると判断いたしました。

なお、当社監査役3名全員（会社法上の社外監査役3名）から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、本株式の発行条件が有利発行に該当すると考えられることから本臨時株主総会の特別決議による承認を本株式の発行の条件とする旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実認められず、適法である旨の見解を書面により取得しております。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当により発行する当社普通株式の数は10,000,000株（議決権数100,000個）であり、2023年3月31日現在の当社発行済株式総数8,029,800株（自己株式及び単元未満株式を除く当社普通株式に係る議決権数79,907個）に対して124.54%（自己株式及び単元未満株式を除く当社普通株式に係る議決権の総数に対する割合は125.15%。小数第3位四捨五入）の希薄化をもたらすこととなります。

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由（1）本第三者割当の目的」のとおり、2022年3月期において債務超過となり、2024年3月期連結会計年度中に債務超過を解消するべく、抜本的な経営改善及び財務基盤の安定化に取り組んでおります。前述のとおり2024年3月期第1四半期連結会計期間末における当社グループの純資産の額は△731,950千円であるところ、本株式の発行により純資産の額が約30億円

---

増加することとなります。また、2024年3月期の業績予想は、現時点で合理的に算出することが困難であることから未定としておりますが、旅行業界において需要の回復の兆しが見えてきており国外出国者数も段階的に回復しつつあることから、特段の事情がない限り、本第三者割当の実行により2024年3月期中において債務超過が解消されることが見込まれます。

当社は、本第三者割当に伴う希薄化率について検討し、割当予定先とも協議の上、本第三者割当により発行する株式数を減らすことも検討いたしました。しかしながら、現状、当社においては可及的速やかな債務超過の解消が急務であり最優先課題であるところ、世界経済・社会情勢やマーケット環境は見通しが困難であるため、万が一不測の事態が生じた場合には、当社の債務超過及びデフォルトリスクが解消されず、今後の当社の事業継続及び事業拡大に必要な資金を確保できない可能性があります。また、そのような不測の事態が生じた場合にタイムリーに今回発行を予定しているような株式等を発行できるか否かは予測困難であり、その時点で適切な引受先を探すことは必ずしも容易ではありません。仮に適切な引受先が見つからなかった場合等においては、2024年3月期中に債務超過を解消することができず上場廃止となり、株主の皆様はもとより、債権者を始めとする利害関係者の信頼を著しく損なう結果となり、当社グループの事業継続に支障をきたしかねません。このような当社の現状の財務状況や、今後の当社の事業継続及び事業拡大に必要な資金をタイムリーに確保しておく必要性等に鑑みれば、本件規模の第三者割当を実施することが必要かつ適切であると判断し、本第三者割当を行うことを決定いたしました。したがって、当社といたしましては、今回の第三者割当による本株式の募集は、今後の当社の企業価値及び株式価値の向上を図るためには必要不可欠な規模及び数量であると考えております。

## 6. 割当予定先の選定理由等

### (1) 割当予定先の概要

① 名称	株式会社アドベンチャー
② 所在地	東京都渋谷区恵比寿4-20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー24F
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 中村 俊一
④ 事業内容	コンシューマ事業（総合旅行予約サイト「skyticket」の運営等）、投資事業
⑤ 資本金	3,303,499千円（2023年3月31日現在）
⑥ 設立年月日	2006年12月21日
⑦ 発行済株式数	普通株式7,521,700株（2023年3月31日現在）
⑧ 決算期	6月30日
⑨ 従業員数	（連結）170人（2022年6月30日現在）
⑩ 主要取引先	個人及び法人
⑪ 主要取引銀行	三菱UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、りそな銀行
⑫ 大株主及び持株比率	中村 俊一 59.83%（2022年12月31日現在）
⑬ 当事会社間の関係	
資本関係	当該会社は、当社普通株式477,600株を保有しております。
人的関係	割当予定先の従業員6名が当社に出向しております。
取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。
関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態（連結 国際会計基準）（単位：千円）			
決算期	2020年6月期	2021年6月期	2022年6月期
資産合計	16,908,449	12,199,337	20,835,885
資本合計	1,476,369	2,311,253	9,619,282
収益	49,627,390	36,239,453	11,786,934
営業利益	461,019	983,317	2,043,360
税引前当期利益	351,018	929,890	2,013,155
親会社の所有者に 帰属する当期利益	72,044	850,427	1,610,385
親会社の所有者に 帰属する当期包括利益	64,083	853,179	1,622,040
基本的1株当たり当期利 益（円）	10.67	125.95	225.03
1株当たり配当額（円）	5.00	10.00	20.00
1株当たり親会社所有者 帰属持分（円）	221.16	342.29	1,282.48

- (注) 1. 各事業年度における上記数値は、当該事業年度の有価証券報告書に基づき記載しております。
2. 割当予定先は、東京証券取引所グロース市場に上場しており、当社は、割当予定先が東京証券取引所に提出した「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」（最終更新日2022年9月26日）において、反社会的勢力及び団体等からの不当な要求には法的対応を行うとともに、反社会的勢力及び団体への資金提供は絶対に行わない旨の記載がなされているほか、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況の記載がなされていることを確認しております。また、当社は、割当予定先及びその役員並びに主要株主が、反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ（住所：東京都港区赤坂二丁目16番6号、代表取締役：羽田寿次）に調査を依頼しました。その結果、割当予定先及びその役員並びに主要株主について、反社会的勢力である又は反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上のことから、当社は、割当予定先及びその役員並びに主要株主が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しております。

---

(2) 割当予定先を選定した理由

上記「2. 募集の目的及び理由 (2) 本第三者割当による資金調達を選択した理由」に記載のとおりです。

(3) 割当予定先の保有方針

当社は、割当予定先より、当社グループを長期的及び戦略的に支援することを目的とした戦略的投資として本株式を長期保有する方針である旨を口頭で確認しております。また、当社は、割当予定先より、本株式の払込期日から2年以内に本株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先より、割当予定先及び取引銀行との間で金銭消費貸借契約（借入額：30億円、借入期間その他の条件については協議中）を締結する予定であり、本株式の払込みに必要となる資金の全部について、払込原資が借入金であることを確認しております。割当予定先より、当該金銭消費貸借契約については、2023年10月頃に融資実行予定であり、本株式の払込期日までの間に本株式の払込みに必要となる資金を確保できる見込みであり、当該借入金をもって本株式の払込みを行う旨を口頭で確認しております。

なお、当社は、割当予定先が2023年5月12日付で関東財務局長に提出した第17期第3四半期報告書に記載されている要約四半期連結財務諸表により、2023年3月31日時点において現金及び現金同等物を13,087,760千円保有していることを確認しており、本株式の払込みに必要となる資金に相当する額以上の現預金を保有していることを確認しております。

### 第3号議案 取締役1名選任の件

第2号議案に係る本第三者割当に関し、割当予定先である株式会社アドベンチャーとの間で締結しております2023年8月10日付株式引受契約において、株式会社アドベンチャーが指名する取締役1名の選任について、本株主総会にて、株主の皆様の承認を得ることが定められております。したがって、経営体制の一層の強化、充実を図るため、取締役1名の選任をお願いするものです。なお、新たに選任される取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時（第2号議案にて変更後の定款の附則③により、「2024年6月30日に終了する第30期事業年度に関する定時株主総会の終結の時」までとなります。

また、取締役候補者の選任につきましては、任意の「指名・報酬委員会」での審議を経て、取締役会にて決定しています。なお、本議案による取締役の選任は、第2号議案に係る第三者割当における払込みがなされることを停止条件といたします。

取締役候補者は、次のとおりです。

とどろ      き      あ      り      す  
**轟 木 有 里 珠**      (2000年4月11日生)      新任

候補者の有する当社の株式数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2023年4月 株式会社アドベンチャー 入社（現任）

#### 取締役候補者の選任理由

轟木有里珠氏は、株式会社アドベンチャーの社長室に所属しており、今回の同社による当社への第三者割当増資において、中心的な役割を果たしました。今後の当社経営に対する有用な提言等を期待するとともに、アドベンチャーグループとの協業推進にも貢献いただけると判断し、同氏を取締役候補者といたしました。

(注) 1.取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

#### 2.責任限定契約

轟木有里珠氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

#### 3.役員等賠償責任保険契約

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用等を、当該保険契約により填補することとしております。轟木有里珠氏が取締役を選任され就任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

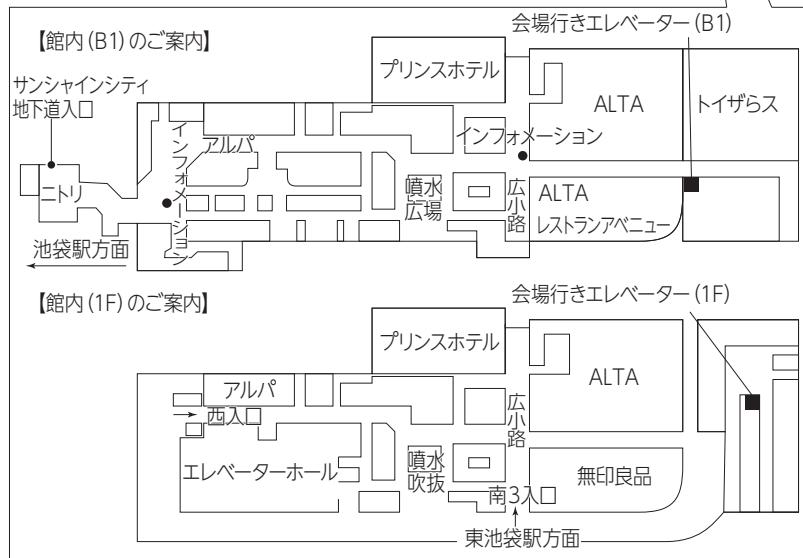
以上







# 臨時株主総会会場ご案内図



## 会場

東京都豊島区東池袋三丁目1番4号  
サンシャインシティ 文化会館ビル5階  
サンシャインシティ会議室「特別ホール」501号室

## 交通

J R 線 池袋駅東口より徒歩10分  
東京メトロ 有楽町線東池袋駅6、7番出口より徒歩5分  
都 電 東池袋四丁目より徒歩7分

車 首都高速5号線ご利用の方は東池袋ランプでお降りください。

※ 車でお越しの場合は、駐車券のご用意はございませんのでご了承ください。